

## 休眠預金等活用制度における各主体の役割等

	指定活用団体	資金分配団体	民間公益活動を行う団体
	○指定活用団体とは、公益活動促進業務を行う団体であって、内閣総理大臣により全国に一つに限り指定する一般財団法人（20条1項、21条）	○資金分配団体とは、民間公益活動を行う団体に対し助成等を行う団体であって、助成等の実施に必要な資金について、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの（19条2項3号ロ）	○「民間公益活動」を行う団体であって、民間公益活動の実施に必要な資金について、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの（19条2項3号イ）
	○内閣総理大臣が、指定活用団体の指定の基準及び指定の手続を「基本方針」にて定める（18条2項4号）	○「基本計画」において定める「選定に係る基準及び手続に関する事項」に基づいて、指定活用団体が公募の方法により選定（19条2項3号ロ、22条5項） ○指定活用団体が、資金分配団体の選定の基準等を「民間公益活動促進業務規程」において定める（23条2項1号）	【指定活用団体により選定される場合】 ○「基本計画」において定める「選定に係る基準及び手続に関する事項」に基づいて、指定活用団体が公募の方法により選定（19条2項3号イ、22条5項） ○指定活用団体が、民間公益活動を行う団体の選定の基準等を「民間公益活動促進業務規程」において定める（23条2項1号） 【資金分配団体により選定される場合】 ○資金分配団体が、公募の方法により選定する（22条5項）
<b>基本原則</b>	① 国民への還元、② 自助・共助、③ 持続可能性、④ 透明性・説明責任、⑤ 公正性、⑥ 多様性、⑦ 革新性、⑧ 成果最大化、⑨ 民間主導		
<b>役割（案）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国における社会の諸課題を分析し、優先的に解決すべき課題を提示する。</li> <li>資金分配団体や民間公益活動を行う団体に対し、資金支援を行うこと。</li> <li>我が国の社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支える「インキュベーター<sup>1</sup>」及び「アクセラレーター<sup>2</sup>」の役割を担う。</li> <li>必要に応じ、非資金的支援を伴走型で行う。</li> <li>資金分配団体の活動状況の分析を通して、民間公益活動の状況を把握する。</li> <li>民間公益活動に係る事業が適正な遂行されるよう、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体を監督する。</li> <li>民間の創意・工夫が引き出されるような支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進し、普及させる。</li> <li>民間公益活動の担い手が自立的に必要な資金を調達できるように必要な基盤整備を進め、以て市場の発展を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定活用団体が提示した優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域・分野等ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析する。</li> <li>事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成等を行うことなどを通じ、自立した担い手の育成を図る。</li> <li>民間公益活動を行う団体に対し、資金支援と併せて経営支援や技術支援といった非資金的支援を伴走型で行う。</li> <li>民間公益活動が適切かつ確実に遂行するように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講じる。</li> <li>民間の創意・工夫が引き出されるような支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実装する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>革新性のある課題設定や手法等により、社会の諸課題の解決に挑戦する</li> <li>事業の実施によりもたらされた社会的成果を具体的に可視化することで、持続的な民間公益活動に必要な資金や人材の確保を目指す</li> </ul>

<sup>1</sup>事業が軌道に乗るまでの間、資金調達に係る支援や経営支援・技術支援などを併せて行う主体

<sup>2</sup>既にある企業の事業を加速度的に成長・加速させるために必要な資金投資やサポートを行う主体